主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人有限会社A商事に関する弁護人小栗厚紀の上告趣意書は、上告理由の記載がないから、不適法である。また、被告人Bに関する同弁護人の上告趣意は、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四一四条、三八六条一項二号、三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成二年一〇月一六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	可	部	恒		雄
裁判官	坂	上	壽		夫
裁判官	悥	部	逸		夫
裁判官	佐	藤	庄	市	郎